

3. 立野ダム周辺の概況

3.1 地域の自然的状況

立野ダムの対象事業実施区域周辺は、阿蘇くじゅう国立公園に指定され、流域には世界最大級のカルデラをもつ阿蘇山が含まれています。洪水調節地予定区域の左岸には国の天然記念物に指定されている「阿蘇北向谷原始林」が位置しています。

(1)大気環境の状況

対象事業実施区域周辺の気候区分は、温暖な太平洋側気候に属しますが、寒暖の差が大きい内陸性気候です。

対象事業実施区域周辺には、気象庁熊本地方気象台の阿蘇山特別地域気象観測所があります。阿蘇山特別地域気象観測所における年平均降水量は、3,332mm（平成18年～平成27年の平均値）で、日本の年平均降水量1,690mm（「平成27年版日本の水資源の現況」（国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部））と比較して多くなっています。月別平均降水量では、6～7月を中心とする梅雨期に降水量が集中しています。平成18年～平成27年における年平均気温は10.0℃、月平均気温の最高は20.8℃（8月）、最低は-1.4℃（1月）です。

騒音及び振動は、それぞれ平成13年度、20年度及び25年度に現地調査を実施しました。その結果、環境騒音については、すべての地点で環境基準を満たしています。道路沿道騒音については、一般国道57号沿道及び一般国道443号沿道において、騒音の環境基準値を上回っています。

(2)水環境（水質）の状況

白川の年平均流量は、立野地点で約23m³/s（平成元年～平成27年の平均値*1）、陣内地点で約24m³/s（昭和31年～平成27年の平均値*2）、代継橋地点で約25m³/s（昭和32年～平成27年の平均値*2）です。

健康項目については、鉛、ふっ素、ほう素以外の項目はすべての地点で環境基準を満たしています。生活環境項目については、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の各項目で、環境基準を満たさない場合がありますが、最近10ヶ年（平成18年～平成27年）では大腸菌群数以外の項目は、概ね環境基準を満たしています。

(3)土壌及び地盤の状況

土壌及び地盤の状況は、「20万分の1土地分類基本調査及び土地保全基本調査（熊本県）」によると、対象事業実施区域周辺には、広い範囲にわたり黒ボク土が分布し、白川沿いには灰色低地土が分布しています。立野ダム周辺では、黒ボク土壌、淡色黒ボク土壌、灰色低地土壌等が分布しています。

*1：資料：国土交通省立野ダム工事事務所資料

*2：資料：国土交通省熊本河川国道事務所資料

(4) 地形及び地質の状況

1) 地形

対象事業実施区域周辺は、熊本県の北東の山地に位置し、阿蘇カルデラの西縁にあたり、白川の浸食により外輪山の一部が切れることにより、カルデラ内の湖水が外へ排出される経路となった谷である立野火口瀬に特徴づけられています。ダム建設予定地は、阿蘇カルデラの南郷谷をカルデラ壁の山裾に沿って流れる白川と阿蘇谷をカルデラ壁に沿って流れる黒川との合流地点から約1km下流に位置しています。

白川は、阿蘇中央火口丘の一つである根子岳を源として阿蘇カルデラの南の谷（南郷谷）を流下し、同じく阿蘇カルデラの北の谷（阿蘇谷）を流れる黒川と立野で合流した後、溶岩台地を西に流下し、熊本平野を貫流して有明海に注いでいます。

流域形状はオタマジャクシのような形をしており、流域面積の約80%を占める上流域の阿蘇カルデラは外輪山と火口原及び中央火口丘群を形成しており、河川沿いには草原及び田畑が広がっています。また、細長い中流域は河岸段丘及び洪積台地上に田畑が多く広がっています。さらに下流域は扇状地及び沖積平野に熊本市街地が広がり、河口域に至ります。

2) 地質

白川の上流域から中流域にかけては、第四紀更新世以降の火山岩類が広く分布しています。白川下流域では、火山岩類の上位を段丘、扇状地堆積物や沖積層等が被覆しています。

対象事業実施区域周辺には、外輪山を構成する先阿蘇火山岩類、阿蘇火砕流堆積物、外牧溶岩、中央火口丘起源の溶岩類、これらの間隙期に堆積した堆積物及び被覆層が分布しています。阿蘇外輪山を形成している主な地質は、先阿蘇火山岩類と呼ばれる輝石安山岩質の溶岩及び火砕岩からなっており、これらを覆って阿蘇火砕流堆積物及び中央火口丘群からの火山噴出物である火山灰や軽石層が分布しています。阿蘇谷や南郷谷の平坦面を構成する地質は、カルデラ埋積層や立野層といった湖沼堆積物であり、水平に堆積したシルト、砂、火山灰等から構成されています。また、山麓部には扇状地堆積物や急斜面下の崖錐堆積物が分布し、南郷谷西部の白川沿いには河岸段丘堆積物が分布しています。

平成26年9月に、世界的に貴重な地形や地質が残る自然公園「世界ジオパーク」として、熊本県の「阿蘇」が認定されています。阿蘇ジオパークには、カルデラ及び周辺地域を含む広大な地域が含まれ、様々な火山地形・地質を中心とする多くの観光スポットやジオサイトが存在します。本ジオパークにおけるテーマは、「阿蘇火山の大地の成り立ち、並びにこの大地と人間生活との関わりに対する理解を深めること」とされています。

(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1) 動物

対象事業実施区域周辺は、白川沿いに位置し、標高は低いものの深い溪谷に囲われた地形となっています。動物相は比較的豊富で、ほ乳類ではキュウシュウヒミズ、ホンダヌキ、ニホンイノシシ等の36種が洪水調節地及びその周辺区域で記録されています。鳥類は樹林及び河川に生息する194種が記録されており、ヒヨドリ、ウグイス、ヤマセミ、カワガラス等のほか、クマタカ等の猛禽

類が生息しています。爬虫類・両生類は29種が記録されており、河川ではニホンスッポンやカジカガエル、耕作地や樹林ではニホンカナヘビ、ヤマカガシ等が生息しています。魚類は85種が記録されており、オイカワ、カワムツ、タカハヤ等が生息しています。陸上昆虫類等は洪水調節地及びその周辺区域で、森林に生息するミヤマカラスアゲハ、ナナフシ、ミヤマクワガタ等、草原に生息するトノサマバッタ、イチモンジセセリ、キアゲハ等の2,435種が記録されています。底生動物は洪水調節地及びその周辺区域、下流の白川で、カワニナ、マシジミ、テナガエビ等の323種が記録されています。その他の動物として、陸産貝類ではゴマオカタニシ、アズキガイ、オキギセル、レンズガイ、シメクチマイマイ等の47種が記録されています。

なお、以上の記載は、「第4回自然環境保全基礎調査」（1995）、「阿蘇国立公園学術調査報告書」（1977）、「^{きたむきやま}北向山自然環境調査報告書」（1974）、「熊本県の保護上重要な野生動植物-レッドリストくまもと 2014-」（2014）及び河川水辺の国勢調査報告書等を参考にしました。

表 3.1-1 文献調査による動物相の確認種数

分類群	文献調査
哺乳類	7目 15科 36種
鳥類	16目 49科 194種
爬虫類	2目 8科 15種
両生類	2目 7科 14種
魚類	14目 32科 85種
陸上昆虫類等	21目316科2,435種
底生動物	41目151科 323種
陸産貝類	3目 15科 47種

2) 植物

対象事業実施区域周辺は、植物社会学的にはヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林帯）に属しています。洪水調節地予定区域の左岸に位置する国の天然記念物に指定されている「阿蘇北向谷原始林」並びにその周辺及び白川、黒川沿いにはスタジイ群落及びウラジロガシ群落等の自然植生が残存しているものの、植林や開墾が進んでいます。その他の場所については、山地斜面にスギ・ヒノキ植林、阿蘇火口原をはじめとする平地部にはネザサーススキ群落、水田雑草群落等が分布しています。

対象事業実施区域周辺では、1,926種の植物が記録されており、山間部では、スギ、ヒノキ、タブノキ、スタジイ、イヌシデ、ヤブツバキ、シロダモ、ヒサカキ、アオキ、ヤマザクラ、キツタ等が、路傍や林縁では、クサマオ、コアカソ、ゲンノショウコ、エノコログサ等が、水田の畦では、ミゾカクシ、イヌビエ、カヤツリグサ等が、黒川及び白川沿いでは、エノキ、ケヤキ、ネコヤナギ、ツルヨシ等が生育しています。

なお、以上の記載は、「北向山自然環境調査報告書」（1974）、「熊本県の保護上重要な野生動植物-レッドリストくまもと 2014-」（2014）及び河川水辺の国勢調査報告書等を参考にしました。

表 3.1-2 文献調査による植物相の確認種数

分類群	文献調査
種子植物・シダ植物等	190 科 1,926 種

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域周辺は、阿蘇くじゅう国立公園に指定されており、世界最大級のカルデラをもつ阿蘇山を中心にその裾野には草原が広がり、壮大かつ自然豊かで変化に富んだ自然景観を呈しており、多くの観光客が訪れています。

対象事業実施区域周辺の景観は、阿蘇山の噴火により形成された阿蘇外輪山等の山岳景観、阿蘇カルデラ内の田園景観、阿蘇カルデラ内の水を流下させる白川によって長年にわたる浸食を受けて形成された立野火口瀬のような急峻なU字渓谷等の河川景観が見られます。

(7) 一般環境中の放射性物質の状況

熊本県内では既存の県保健環境科学研究所（宇土市）に加え、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故以降、新たに5箇所で空間放射線量率を測定するモニタリングポストが設置され、平成24年3月より大気中の放射線量－空間放射線量率を常時測定しています。

対象事業実施区域に最も近いモニタリングポストは、西南西方向約24kmに位置する熊本県庁（熊本市中央区）であり、平成27年度における平均の空間放射線量率は0.038($\mu\text{Sv/h}$)となっています。

なお、各モニタリングポストにおける測定結果を表 3.1-3に示します。

表 3.1-3 熊本県内の空間放射線量率の測定結果（平成27年度）

設置場所	所在地	空間放射線量率 ($\mu\text{Sv/h}$)
県保健環境科学研究所	宇土市栗崎町1240-1	0.042
熊本県庁	熊本市中央区水前寺6-18-1	0.038
荒尾市役所	荒尾市宮内出目390	0.034
八代市役所	八代市松江城町1-25	0.052
県環境センター	水俣市明神町55-1	0.043
県天草保健所	天草市今釜新町3530	0.050

注) 1. 本表に示す数値は、1m高さでの測定値または推計値を示します。

2. 測定期間（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の平均値を示します。

資料：・原子力規制委員会ホームページ <http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>

・熊本県ホームページ http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_6093.html

を基に作成

3.2 地域の社会的状況

(1)人口及び産業の状況

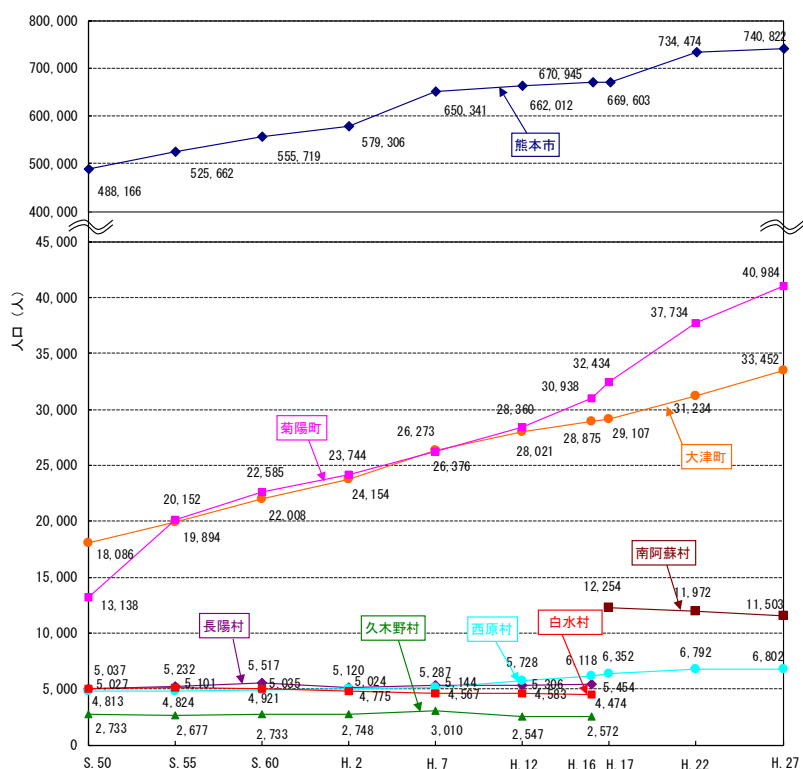
対象事業実施区域及びその周辺区域は熊本市（旧富合町、旧城南町、旧植木町を除く）、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村の5自治体にまたがっています。

対象事業実施区域及びその周辺区域には立野等の集落がありますが、その分布は主にダム洪水調節地の北側の台地上です。

ダム洪水調節地周辺は、12戸の家屋がありましたが、立野ダム建設事業に伴い移転しており、現在、集落はありません。

1)人口の状況

国勢調査結果等による昭和50年～平成27年の人口の推移を図 3.2-1に示します。熊本市、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村における人口の推移について見ると、熊本市、大津町、菊陽町、西原村は、昭和50年以降増加傾向となっています。一方、南阿蘇村は、概ね減少傾向となっています。熊本市、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村における平成27年の年齢階層別の人口は、図3.2-2に示すとおりであり、概ねつりがね型の人口構成となっています。

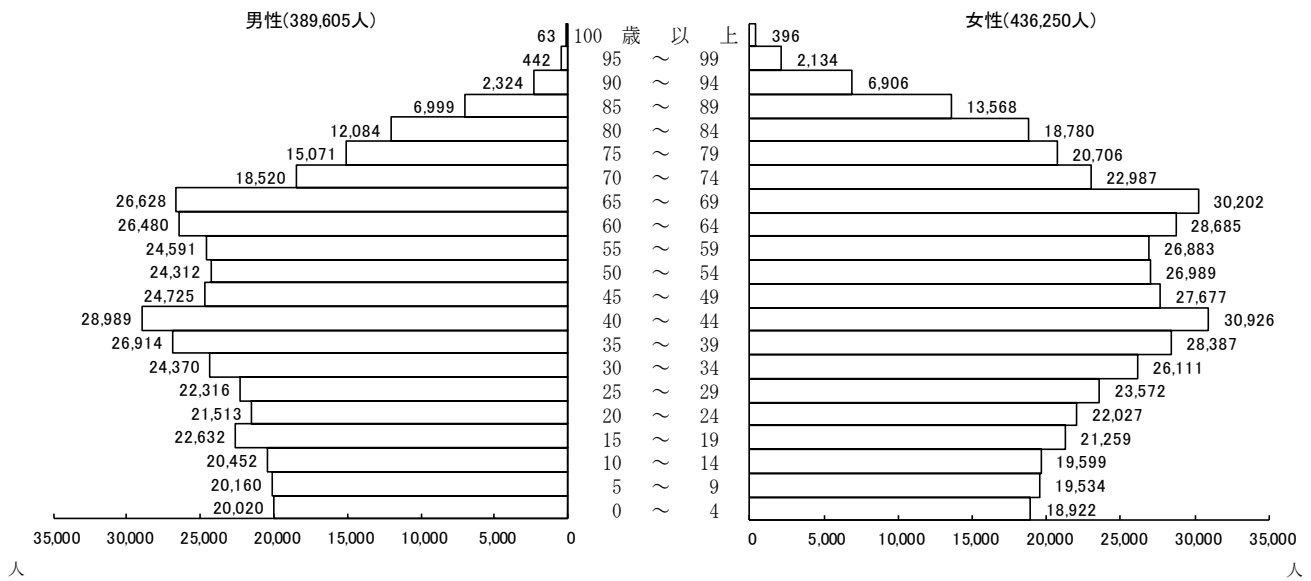


資料：昭和50年から平成12年及び平成17年から平成27年は国勢調査、平成16年は熊本県推計人口調査結果を基に作成

（南阿蘇村は平成17年2月13日に阿蘇郡長陽村・白水村・久木野村が合併し発足）

（熊本市は平成20年10月6日に富合町と合併、平成22年3月23日に植木町・城南町と合併）

図 3.2-1 人口の推移（昭和50年～平成27年）

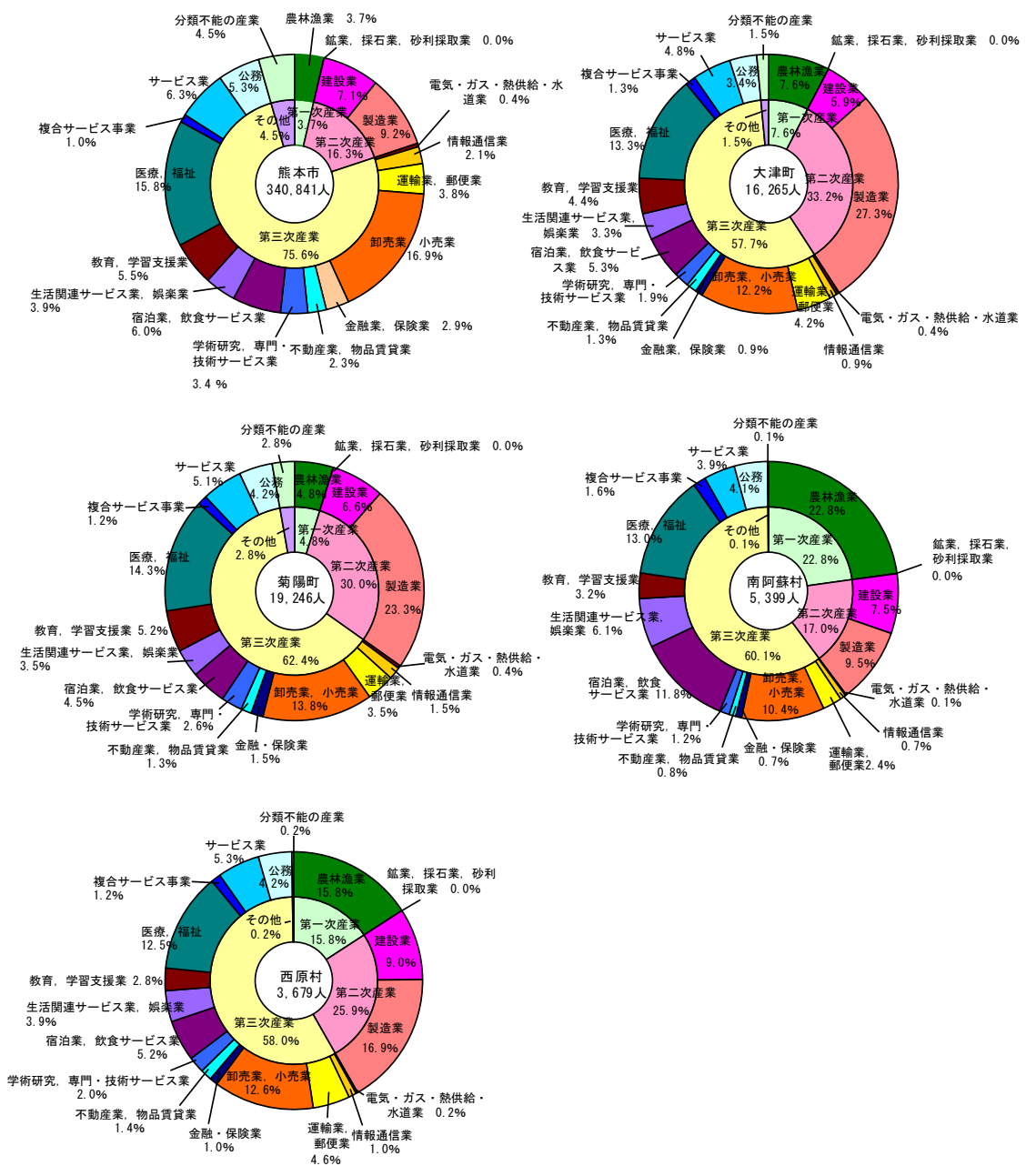


資料：平成27年国勢調査を基に作成

図 3.2-2 年齢階層別人口（5市町村、平成27年）

2) 産業の状況

各市町村の産業別就業者数を図 3.2-3に示します。平成27年の就業者数（15歳以上）について見ると、いずれの市町村でも第三次産業の割合が高くなっています。阿蘇くじゅう国立公園内にあたる南阿蘇村は、キャンプ場、ゴルフ場、温泉宿泊施設等の観光レジャー施設が多く立地しています。

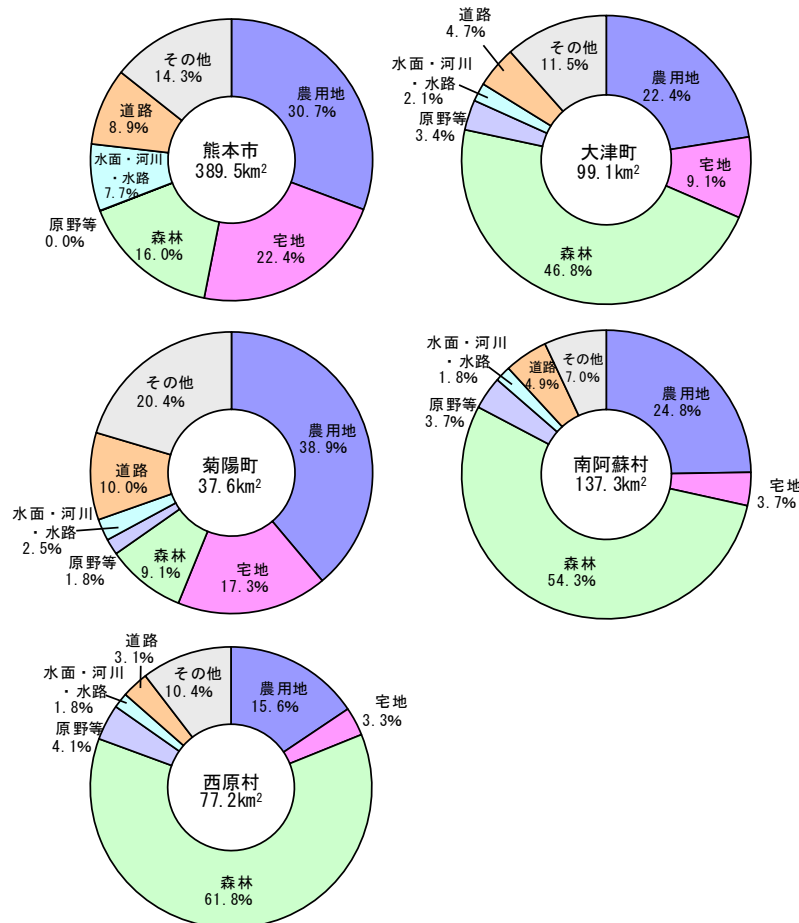


資料：平成27年国勢調査を基に作成

図 3.2-3 産業別就業者数（平成 27 年）

(2) 土地利用の状況

平成25年の土地利用の状況を図 3.2-4に示します。熊本市及び菊陽町は農用地及び宅地の割合が、大津町、南阿蘇村、西原村は農用地及び森林の割合がそれぞれ高くなっています。



資料：平成28年統計年鑑（熊本県）を基に作成

図 3.2-4 土地利用の状況（平成 25 年）

(3) 河川及び地下水の利用の状況

白川及び黒川の水は発電用水に利用されているほか、農業用水に利用されています。

水力発電については、黒川で3箇所、白川で1箇所の計4箇所で行われており、最大取水量は約59m³/s*1です。

また、白川及び黒川では、アユ、ヤマメ、モクズガニ等を対象とした第5種共同漁業権が設定されています。

地下水については、熊本地域では生活用水のほぼ100%を地下水で賄っています。平成27年度の地下水採取量*2は、熊本市で約10,514万m³、大津町で約412万m³、菊陽町で約874万m³、西原村で約133万m³、南阿蘇村で約28万m³でした。

*1：資料：白川水系河川整備基本方針 白川水系流域及び河川の概要（建設省河川局 平成12年12月）

*2：資料：平成27年度地下水採取量（水の国くまもとホームページ：http://mizukuni.pref.kumamoto.jp/）

(4)交通の状況

熊本市（旧富合町、旧城南町、旧植木町を除く）、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村における交通の状況を表 3.2-1 に示します。主要な道路としては、九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線、一般国道3号、一般国道57号、一般国道266号、一般国道325号等があります。鉄道路線は、九州新幹線、鹿児島本線、豊肥本線、熊本電鉄及び南阿蘇鉄道があります。バスは、一般国道3号、一般国道57号、一般国道266号等で運行されています。

対象事業実施区域を通る一般国道57号の南阿蘇村立野における平成27年の交通量は、昼間20,749台/12時間、27,596台/24時間です。

表 3.2-1 (1) 交通の状況 (平成 27 年)

No.	路線名	交通量観測地点名	昼間 12 時間 自動車類交通量 (台/12 時間)	24 時間 自動車類交通量 (台/24 時間)
1	九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線	熊本 IC～益城熊本空港 IC	21,553	28,829
2	一般国道 3 号	室園	35,075	50,454
3	一般国道 3 号 (熊本北バイパス)	新南部交差点	26,567	38,522
4	一般国道 57 号	阿蘇郡南阿蘇村立野	20,749	27,596
5	一般国道 57 号	菊池郡大津町大林	18,267	24,247
6	一般国道 57 号	菊池郡大津町室	22,809	30,336
7	一般国道 57 号	菊池郡菊陽町津久礼	26,779	35,616
8	一般国道 57 号	保田窪交差点	50,427	67,068
9	一般国道 266 号	熊本市南区出仲間	33,705	43,817
10	一般国道 325 号	阿蘇郡南阿蘇村河陽	6,330	7,913
11	一般国道 387 号	熊本市北区鶴羽田 1 丁目	22,186	28,620
12	一般国道 443 号	大津町下町	11,073	14,063
13	一般国道 443 号	菊池郡菊陽町辛川	8,718	10,985
14	一般国道 501 号	熊本市西区松尾町上松尾	14,203	17,896
15	熊本玉名線	熊本市中央区坪井 1 丁目	12,216	15,514
16	熊本高森線	西原村名ヶ迫	5,171	6,464
17	熊本高森線	阿蘇郡南阿蘇村久石	1,803	2,164
18	大津植木線 (現道)	菊池郡大津町引水	3,418	4,307
19	熊本田原坂線	熊本市中央区上熊本 3 丁目	15,697	20,092
20	熊本益城大津線	熊本市東区東町	25,388	33,004
21	熊本菊鹿線	熊本市北区清水亀井町	7,339	9,247
22	熊本大津線	菊池郡菊陽町花立	6,130	7,724
23	熊本空港線	熊本市東区長嶺南 6 丁目	24,322	31,375
24	瀬田熊本線	熊本市中央区新屋敷	14,471	18,378
25	田迎木原線	熊本市南区御幸西 1 丁目	26,540	34,237
26	瀬田竜田線	菊池郡菊陽町津久礼	4,104	5,007
27	瀬田竜田線	熊本市北区龍田町弓削	4,353	5,398
28	戸島熊本線	熊本市東区尾ノ上	9,687	12,206
29	託麻北部線	熊本市北区楡木 1 丁目	7,542	9,503

表 3.2-1 (2) 交通の状況 (平成 27 年)

No.	路線名	交通量観測地点名	昼間 12 時間 自動車類交通量 (台/12 時間)	24 時間 自動車類交通量 (台/24 時間)
30	阿蘇公園下野線	阿蘇郡南阿蘇村河陽	966	1,179
31	四方寄熊本線	熊本市北区大窪	9,830	12,484
32	住吉熊本線	熊本市北区龍田町弓削	18,323	23,270
33	熊本菊陽線	熊本市中心区黒髪 2 丁目	11,941	15,046
34	熊本菊陽線	熊本市北区龍田陳内	10,783	13,694
35	熊本菊陽線	菊池郡菊陽町原水	9,136	11,511
36	北外輪山大津線	菊池郡大津町高尾野	4,353	5,354

注) 1. 昼間12時間自動車類交通量(台/12時間)は、平成27年秋季調査日の午前7時～午後7時までに交通量観測地点を通過した自動車類の台数です。

2. 24時間自動車類交通量(台/24時間)は、平成27年秋季調査日の午前7時～翌日午前7時または午前0時～翌日午前0時までに交通量観測地点を通過した自動車類の台数です。

資料：平成27年度全国道路・街路交通情勢調査を基に作成

(5) 学校、病院等の配置の状況及び住宅の配置の概況

熊本市(旧富合町、旧城南町、旧植木町を除く)、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村には、保育所や幼稚園等が228施設、小学校が104施設、中学校が56施設、高等学校が33施設、大学が16施設、特別支援学校が5施設、専修学校等が39施設、病院等の医療施設が743施設、社会福祉施設が579施設あります*1。事業実施区域及びその周辺には阿蘇立野病院等があります。

対象事業実施区域及びその周辺には、立野集落、栃木集落等が分布しています。

(6) 下水道の整備の状況

熊本市(旧富合町、旧城南町、旧植木町を除く)、大津町及び菊陽町では公共下水道事業が実施されており、放流先は白川、木山川、加勢川、坪井川及び有明海となっています。また、大津町、菊陽町及び南阿蘇村では農業集落排水事業が実施されています。

熊本市、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村における平成27年度時点での水洗化人口の合計は801,998人、非水洗化人口の合計は25,912人です*2。

*1：資料は以下の通りです。

- 平成27年度学校一覧(熊本県教育委員会ホームページ http://kyouiku.higo.ed.jp/page/pub/default.phtml?p_id=7146)
- 健康福祉関連施設一覧 平成27年度(熊本県健康福祉部 平成27年7月)
- 熊本県医療施設一覧(平成27年4月1日現在)(熊本県ホームページ https://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=1889)
- 高齢者関係資料集(熊本県健康福祉部長寿社会局 平成28年3月)

*2：資料は以下の通りです。

- 一般廃棄物処理実態調査結果(平成27年度調査結果)(環境省ホームページ http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/jipan/h27/index.html)

(7) 法令等の規制の状況

環境関係法令等による規制等の状況を表 3.2-2に示します。

表 3.2-2(1) 環境関係法令等による規制等の状況一覧

法 律 等		指定状況及び規制基準の内容	
		熊本市、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村	対象事業実施区域及びその周辺
環境基本法に基づく環境基準	大 気 汚 染	二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の環境基準	
	騒 音	熊本市、大津町及び菊陽町はA類型、B類型及びC類型に指定されています。 西原村及び南阿蘇村はC類型に指定されています。	C類型に指定されています。
	水 質 汚 濁	人の健康の保護に関する環境基準	
		生活環境の保全に関する環境基準の水域類型は、白川の鮎返ノ滝より上流が河川AA類型に、鮎返ノ滝から吉原橋までが河川A類型に、吉原橋より下流が河川B類型に指定されています。 また、黒川は河川A類型に指定されています。	生活環境の保全に関する環境基準の水域類型は、白川及び黒川が河川A類型に指定されています。
	地 下 水 の 水 質 汚 濁	地下水の水質汚濁に係る環境基準	
土 壌 の 汚 染	土壌の汚染に係る環境基準		
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準		ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準	
大気汚染に係る規制	大 気 汚 染 防 止 法	いおう酸化物の排出規制において、熊本市（旧飽託郡4町・旧富合町・旧植木町・旧城南町を除く）のK値は14.5、その他の市町村のK値は17.5とされています。 「ばいじん及び有害物質に係る全国一律の排出基準」： 第5条第2項の規制に基づく指定ばい煙の総量規制指定地域に指定されていません。 第15条第1項の規制に基づくいおう酸化物に係るばい煙発生施設の燃料使用基準に係る指定地域に指定されていません。	
	熊本県生活環境の保全に関する条例	「ばい煙の規制」：ばいじん及び有害物質については施設の種類や規模等により排出基準が定められています。 「粉じんの規制」：施設の種類、規模及び構造等により排出基準が定められています。	
騒音に係る規制	騒 音 規 制 法	「特定工場等において発生する騒音について時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準」：全域が第一種～第四種区域に指定されています。 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」：全域が第一号及び第二号区域のいずれかに指定されています。	「特定工場等において発生する騒音について時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準」：第三種区域に指定されています。 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」：第一号区域に指定されています。
		「自動車騒音の要請限度」：全域がa区域、b区域及びc区域のいずれかに指定されています。	「自動車騒音の要請限度」：c区域に指定されています。
騒音に係る規制	熊本県生活環境の保全に関する条例	騒音特定施設：指定された騒音特定施設について、騒音の規制基準（基準値及び地域の指定は騒音規制法の「特定工場等において発生する騒音について時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準」に同じ。）が定められています。	
		騒音に係る特定建設作業：指定された特定建設作業について、騒音の規制基準（基準値及び地域の指定は騒音規制法の「特定工場等において発生する騒音について時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準」に同じ。）が定められています。	

表 3.2-2(2) 環境関係法令等による規制等の状況一覽

法 律 等		指定状況及び規制基準の内容	
		熊本市、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村	対象事業実施区域及びその周辺
振動に係る規制	振 動 規 制 法	「特定工場等において発生する振動の規制基準」：全域が第一種及び第二種に指定されています。	「特定工場等において発生する振動の規制基準」：第二種に指定されています。
		「特定建設作業の規制に関する基準」：全域が第一号及び第二号に指定されています。 「道路交通振動の要請限度」：全域が第一種及び第二種に指定されています。	「特定建設作業の規制に関する基準」：第一号に指定されています。 「道路交通振動の要請限度」：第二種に指定されています。
水質汚濁に係る規制	水 質 汚 濁 防 止 法	排水基準（有害物質による排出水の汚染状態） 排水基準（その他の排出水の汚染状態）	
	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例	白川及び黒川の公共用水域には、熊本都市圏に係る排水基準、白川・坪井川水域に係る排水基準及び公共用水域に係る排水基準が適用されます。	
ダイオキシン類に係る規制	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に係る大気基準適用施設及び大気排出基準、水質基準対象施設及び水質排出基準が定められています。	
土壌の汚染に係る規制	土 壌 汚 染 対 策 法	熊本市の一部が土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されています。	なし
環 境 基 本 法 に 基 づ く 公 害 防 止 計 画		公害防止計画の策定を指示された地域はありません。	
熊 本 県 環 境 基 本 条 例		熊本県における環境の保全に関する基本的施策	
熊 本 県 地 下 水 保 全 条 例		地下水の水質と水量の保全を一体的に推進するために必要な事項を定めています。	
熊 本 県 野 生 動 植 物 の 多 様 性 の 保 全 に 関 する 条 例		熊本市にトダスグ、南阿蘇村はオオルリシジミの指定希少野生動物保護区があります。	なし
景 観 法	景 観 法	熊本県景観計画、熊本市景観計画、南阿蘇村景観計画、西原村景観計画を策定	
		熊本市、大津町、菊陽町、西原村の一部が熊本空港周辺景観形成地域に、南阿蘇村の一部が南阿蘇景観形成地域に指定されています。	一部が南阿蘇景観形成地域に指定されています。
熊 本 県 景 観 条 例		「県景観計画」及び「公共事業等景観形成指針」を策定	
熊 本 県 景 観 条 例		大津町、菊陽町の一部が熊本空港周辺景観形成地域に指定されています。	なし
各 市 町 村 の 環 境 保 全 に 関 する 条 例		<p>熊本市においては、熊本市環境基本条例、熊本市地下水保全条例、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例、熊本市景観条例及び熊本市ごみのない街を創る条例が定められています。</p> <p>大津町においては、大津町環境基本条例、大津町美しい町づくり条例及び大津町の河川を美しくする条例が定められています。</p> <p>菊陽町においては、菊陽町美しい町づくり条例が定められています。</p> <p>南阿蘇村においては、南阿蘇村環境美化条例、南阿蘇村景観条例及び南阿蘇村地下水保全に関する条例が定められています。</p> <p>西原村においては、西原村環境美化条例、西原村景観条例及び西原村地下水保全条例が定められています。</p>	

表 3.2-2(3) 環境関係法令等による規制等の状況一覧

法 律 等	指定状況及び規制基準の内容	
	熊本市、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村	対象事業実施区域及びその周辺
自 然 公 園 法	大津町の東部、南阿蘇村の一部が阿蘇くじゅう国立公園に指定されています。	ダム洪水調節地の南側が特別保護地区に、ダム洪水調節地の西側が第3種特別地域に、それ以外の周囲は普通地域に指定されています。
熊本県立自然公園条例	熊本市の一部が金峰山県立自然公園に指定されています。	な し
自 然 環 境 保 全 法	な し	
熊本県自然環境保護条例	菊陽町及び南阿蘇村の一部が郷土修景美地域に指定されています。	な し
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	な し	
都 市 緑 地 保 全 法	な し	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	な し	
鳥 獣 の 保 護 及 び 管 理 並 び に 狩 猟 の 適 正 化 に 関 する 法 律	特別保護地区が1カ所、鳥獣保護区が12カ所、特例休猟区が1カ所、特定猟具(銃器)使用禁止区域が12カ所設定されています。	ダム洪水調節地の南側が特別鳥獣保護地区及び北向山鳥獣保護区に、ダム洪水調節地の東側が長陽鳥獣保護区に設定されています。
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	な し	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	特定外来生物の飼養、栽培、保管、運搬、輸入に係る規制	
文 化 財 保 護 法	大津町の阿蘇北向谷原始林*1、熊本市の藤崎台のクスノキ群、スイゼンジノリ発生地及び立田山やエクチナシ生지가国の天然記念物に、南阿蘇村の草千里ヶ浜が国の名勝及び天然記念物に指定されています。	大津町の阿蘇北向谷原始林*1が国の天然記念物に指定されています。
熊本県文化財保護条例	熊本市及び大津町に指定されているものがあります。	な し
市町村文化財保護条例	熊本市及び菊陽町に指定されているものがあります。	な し
都 市 計 画 法	熊本市においては、風致地区が指定されています。	な し
森 林 法	大津町、西原村、南阿蘇村においては、保健保安林及び水源かん養保安林が指定されています。熊本市においては、保健保安林が指定されています。	ダム洪水調節地の周辺の森林が保健保安林及び水源かん養保安林に指定されています。
砂 防 法	熊本市、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村においては、砂防指定地が指定されています。	一部が砂防指定地に指定されています。
地 す べ り 等 防 止 法	熊本市及び西原村においては、地すべり防止区域が指定されています。	な し
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	熊本市、大津町、西原村、南阿蘇村においては、急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。	な し
鉱 業 法	な し	

*1 阿蘇北向谷原始林：南阿蘇村の行政区域内については、文化財保護法による指定はされていません。